

「防災行政無線屋外スピーカーからの定刻放送音源変更について」への意見

意見

昨年、防災行政無線屋外スピーカーからの騒音について、5地区でアンケートを募集し、約30パーセントの回答率で5件の「生活に支障がある」の意見が寄せられました。騒音被害が限られた場所の問題ではなく、町内全体に存在する事が明らかになりました。

私もその中の一人ですが、その後、多少の改善が見られた物の、支障が解消した訳ではありません。具体的に説明しますと、スピーカーの方向を変更した事で、普段の生活エリアでは改善しましたが、私の仕事場では以前より悪化しました。午後5時と9時の放送は営業上の電話とネット（Zoom）会議で支障になっています。その原因は放送の音圧が高い事と、放送時間が長いためで、常々疑問に思うのは現状の音圧と時間が「平時の放送に必要なのか」です。又、方向変更の前後で担当職員が現地調査を行わず、対策の効果確認を怠っている事も、住民に寄り添った行政には感じません。

以上を前置きとして、昨年、担当職員から、日に4回の定刻放送は装置の故障をより早く発見する為に必要との説明でした。しかし、保守点検を行う業者の無線技士に直接質問した所、故障の発見は日に一回、無音で自己診断を行い、その結果を無線でアンサーバックしているとの事でした。

すなわち故障発見を目的とした「定刻の音源放送」はシステム上「不必要」が明らかになりました。

では残る目的の「定刻を町民に知らせる」ですが、古くはお寺の梵鐘に例があり、今では時代の要求に合わず聞かなくなりました。小学生でもスマホを持つ今では、屋外スピーカーシステムも同じ経緯を辿ると思います。

騒音は純粋に「物理現象」なので、物理的に検討すれば解決策が見出せると思います。

(回答)

このたびは、お忙しい中、ご意見をお寄せいただきありがとうございます。

令和4年度に「みらいのまちをつくるあなたの声」にてご意見を頂戴し、投稿者の方がお住まいの集落と似たような防災外部スピーカー設置をしている集落5つをピックアップし、全316世帯に向けて行ったアンケートの事と存じます。回答率33.5%、そのうち、「生活に支障がある」と回答されたのは全体の1.5%である5件となっていました。同時に、各放送時間（7時・12時・21時）についての中止に関しても回答を求めましたが、全ての中止希望が2件、次いで7時の中止希望が2件、12時の中止希望が5件、21時の中止希望が6件（複数回答有）でした。中止を望む声は皆無ではないですが、大多数が現在のままだでも支障がなく、また、自由記述欄には時報としての機能継続を求める声も見られた結果となり、そのむねを調査対象集落区長様へ回答しています。

投稿者様のおっしゃる通り、現在の屋外スピーカーは午前5時30分に無音での自己診断を行っていますが、実施しているのはその1回であり、それ以外の時間に不具合が起こったとしても、分かりません。また、先述のアンケートにもあったように、時報としての機能継続を求める声も少なくなく、これまで通りの時間と回

数で実施することにより、より早く屋外スピーカーの異常を確認することができるため、実施していく所存です。この取り組みを始める際には屋外スピーカーの異常をいち早く知るため、ということを知りていたと思いますが、近年、新しく江府町にお住まいの方には周知しておりませんので、改めて周知の機会を設けたいと考えております。

対策1 「定刻放送を正午と午後5時の2回に減らす。」

江府町防災行政無線局の管理運営に関する規定（昭和61年規定第17号）第12条の運用の時間には、「無線局の運用時間は、原則として勤務時間とする。ただし、緊急業務のため運用時間の延長する必要がある場合は、・・・」とあり、時間外運用は緊急時に限定しています。

例えば、今年の鳥取市佐治町の状況を本町に当てはめて想像しますと、大音量の緊急放送を何回となく実施する事になるでしょう。その結果、近くの住民は強いストレスに曝され、長期化した場合は体調不良をきたし、騒音からの避難が必要になるでしょう。

従って平時は、近くの住民のストレス軽減の為、規定に従い勤務時間内の運用に限る事が、行政側の守るべきモラルだと思います。

（回答）

ご指摘の規程については、昭和61年に制定したもので、当時は自動放送ができなため、運用の場合は勤務時間となっていますが、現在の機器は自動放送が可能であり、その設定は業務時間内に実施しています。

災害時、多くの住民の方への情報伝達手段として活用するため、それが原因でストレスにさらされることの回避よりも、いち早く防災情報を届け、住民の命を守ることが重要であることをご理解いただけますと幸いです。

対策2 「定刻放送の時間を短縮する。」

同じ規定第13条の通信事項には、「通信は簡潔明瞭に行わなければならない。」とあります。現在の定刻放送は40秒台から70秒まであり、定刻を知らせる目的には時間が長すぎると感じます。

特に午後5時の放送は70秒間あり、更に営業上の電話が多い時間帯と重なり、度々困惑しております。ここは規定に従い、NHK ラジオやテレビの様に「プッププー」又は学校のチャイムの様に簡潔明瞭な時報が良いのではと思います。

（回答）

ご指摘の規定箇所については、今回のような屋外スピーカーの異常点検のことではなく、防災放送、例えば、緊急避難を呼びかける、等の際に適応されるものと存じます。

投稿者様の業務の時間に重なるとご不便をおかけしておりますが、定刻の放送は時間が決まっているものですので、その時間を避ける等、ご対応いただけますと幸いです。

対策3 「定刻放送の音圧を下げる。」

現在の防災行政無線屋外スピーカーシステムは全国的規模で最初に導入されたシステムで、屋外と屋内に放送内容を届けるものです。昭和61年の設置から40年近く経過し、この間、住居は断熱と防音性に優れた建物に変化し、古い住居の窓もアルミサッシ化が進みました。江府町内でも、我が家と同じ木製ガラス戸の家屋を見る事は多くありません。現在の住居室内に、屋外から放送内容を正確に伝え

る事はほぼ無理に思えます。この弱点を補う目的で戸別受信機が導入され、江府町でも数年前から新型の機種に更新されました。従って、屋外スピーカーシステムは屋外の町民を対象とした放送に限定し、スピーカーの向きも、家屋から屋外の作業地域に変更すべきと思います。

又、設置場所も現在の集落中心部から周辺部へ、機会を捉えて変更すべきと思います。

集落中心部のスピーカーは平時の音量は下げ、非常時は最大音量で放送すれば、日常生活に支障をきたす事も少なくなると思います。

昭和61年の設置時には、故障をいち早く発見する為に日に4回の放送が、又、屋内に放送内容を伝える為には大音量を必要としましたが、現在では他の伝達手段が充実し、その運用方法に変化を求められるのは当然の事と思います。今日の屋外スピーカーシステムに求められる機能は、平時は静かで言葉少なく、非常時は大音量で確実に伝える事と思います。

(回答)

屋外スピーカーは有事の際には最大音量で放送するため、屋外にいて戸別受信機から放送を聞くことが出来なくても情報を伝えられるようにしています。そのため、集落内であれば、ほぼ全域に有事の際は音が届くように設置しています。住宅近くに設置しているため、お近くにお住まいの場合は、他の方と比べて大きい音にご不便をされているかと存じます。しかし、平時の定刻を告げる音も小さくしては、その存在に気づくことが出来るのは、近くにお住まいの方だけになります。

最後に、定刻音源放送についてですが、「上を向いて歩こう」の著作権料が年間88,000円掛かる事を聞きました。

一方、町立図書館は蔵書が貧弱かつ定期購読の雑誌が少なく、居心地の好くない空間と感じています。

私の提案は「著作権料不要の曲を選択し、相当額を町立図書館の雑誌購読に充てる。」です。

税金の使い方としては白石町長のキャッチコピー「3000人の楽しい町」に、より近づける物と思います。

(回答)

今回の曲については、住民の方に投票して決定していただいた曲で、著作権とは別に権利所有者との契約が必要になった曲であり、その使用料についても議会に諮って決定しています。今後、音楽を更新する際には、曲を選定する段階で今回の事案を基に検討したいと考えています。

一方、町立図書館の蔵書については、ご存じの通り、限られたスペースでの蔵書となるため、県立図書館とも連携し、取り寄せて借りる事ができますので、ご希望の本・雑誌がございましたら、図書館司書へご相談ください。

江府町としては、早朝1回無音で行われる異常確認だけでなく、定刻を告げる役割も担っており、日常生活の一部となっている住民の方も少なくないため、これまで通りの放送を行っていきます。しかし、生活に支障がある方もいることから、集落の皆様で協議いただき、区長様を通じて放送の回数や時間についてご依頼いただけますと、ご依頼対象の屋外スピーカーのみ放送の回数や時間、音量について対応いたしますので、お住まいの集落の区長様にご相談いただけますと幸いです。